

## 九州石炭史の研究：筑前仲原村記録（一）

檜垣，元吉

<https://doi.org/10.15017/2335378>

---

出版情報：史淵. 50, pp.105-116, 1951-12-28. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# 九州石炭史の研究

— 筑前仲原村記録 — (一)

檜 垣 元 吉

## 序

九州の地は日本に於て最も早く石炭が発見され其の採掘の歴史に於いても長い沿革を有している。然るに石炭發見の當初の状態はさておき明治以前に於ける石炭の歴史は必ずしもその全貌を明らかにされてい<sup>註</sup>ない。現存の史料も幕末のものが大部分で現在迄に於ける諸研究も亦その材料との制約を免れない。此の意味に於て以下に紹介しようとする仲原村記録は此の空白を満たすべき石炭記録で以て明和—寛政期に於ける石炭採掘稼行の一形態を明らかにするに足り、その意味に於て此の小論は九州石炭史概観の一部と爲さんとするものである。

## 仲原村・糟屋炭田の立地

仲原村は筑前糟屋郡に屬し箱崎町の東部に接し九州大學の東方若杉山の山麓に位する丘陵の多い農村である。村の中央を須惠川が西北に流れ多々良川と合流して名島に於いて内海に注ぐのであるが、従つて此の地域は須惠川によつて堆積された土層より成り、地下は砂礫層で江戸時代に於ける村勢は中位に位しているけれどもそれは經濟上都市の周邊地である。

ことが考慮されている爲であつて實質的には中等度の農村とは云い難く同一の環境にあると考えられる隣村大川村の記録註によれば藩當局の苛斂誅求も加わつて小作農民の如きは上納米を除けば冬季の糧米丈けしもなく、春季の糧米を有しない者村中の三分の二以上を占めると云うが如き状態であつた。

従つて此の地域の農民は何等かの第二の産業を以てしなくては其の生活を維持し得なかつたことは當然であつた。而して此等の農民は早くからその活路を石炭採掘によつて見出していたわけである。

#### 註 糟 屋 郡 志

此の地方は所謂筑豊炭田地帯に屬するのであるが糟屋炭坑は宇美、須惠、志免、仲原の四箇村に跨る二百萬坪の鑛區であつては舊日本海軍の豫備炭鑛であり今尙繼續して稼行されて居る。

北九州に於いて産業として石炭が採掘されたのは先づ遠賀郡で、ついで其の影響が周圍に擴大されてゆくのであるが、其の最も早いものは遠賀川流域で間もなく糟屋郡でも採掘が開始された。貝原益軒の「筑前續風土記」（元祿十年序）が「頃年糟屋の山にてもほる」と記しているのは此の頃に於て糟屋炭の歴史が開始されたことを物語るものと云えよう。

福岡藩に於て石炭を塩田に使用することを創始した若松の庄屋和田佐平もその最初のヒントは公用で福岡に赴いた際、途上農夫が石炭を焚いて暖をとつてゐるのを見たことに發していると云われるから或は福岡郊外の糟屋附近に於ける出来事であつたかもしれぬ。

明和二年の叙を有する福岡博多の地誌「石城志」も烏石イシクシに關して次の如く述べている。

前略「遠賀郡にて村民是を掘て薪に代ふ。正徳中年より、席田郡・表糟屋郡の村民も此石を掘て薪に代ふ。」

「日用便利にして益有る事をしりて、終には町々戸々に傳へて、あまねく兩市中及び里家まで流行せり。人亦是に馴れぬれば、おのづから嗅氣を覺へず。夫より兩郡の村民等、燃石を掘つて炭となし、馬に負はせ日々兩市中に來り鬻ひき

ぐ事夥し。」

「燃石を掘つて炭となし」と云うのは採掘した石炭に加工して骸炭としたことで、長野誠の「福岡民政誌略」(明治廿年刊)には「石城志」の記事を敷衍して

「焼返して浮石の如くなりたるは臭氣少し、粕・席二郡は城下に近ければ焼返して日毎に馬に負せ來り、うる事夥し」と云つて居る。

### 福岡藩石炭史 仲原村記録の位置

福岡藩は由來林産に恵まれなかつた上貞享四年藩債累積して償還の道なく勘定奉行村山角左衛門の建言によつて國中樹木大樟巨松各千本を残し、餘は公私の別なく數を盡して之を伐り、その後は杭とすべき小木すら他に買ひ竹は隣國に求めなければならぬ程であつたから福岡城下の住民は常に燃料に苦しんで居たと云うべきで、以後徳川時代を通じて主として五島、天草の薪炭に依存することが多かつた。

事情右の如くであつた上に、藩當局は早くから山林保護の必要に迫られて竹子商賣すら停止し來つた程で享保三年には在々竹木伐賣が停止され、小木、ばいら、松枝を除く外「竹又は丸木割木之薪」の賣賣を禁止し此の趣旨は寶曆四年及び九年度にも再び強調されて居る。「福岡藩那方記録」併しこの法令が行われる爲には薪に代るべき燃料の供給が必要であるし、かゝる燃料事情は一層石炭の採掘と使用を促進したのであらう。

近世に於ける石炭の歴史は西鶴の「一目、玉鉾」(一七〇〇)に遠賀郡黒崎を「石を焼く所也」と記されて居るのが殆んど最初の記事である程明らかでないが享保二年の宗像郡勝浦村の製塩記録によると「鹽燒石之儀數十年芦屋ヨリ積ミ参り候處」云々とあるから遠賀郡を中心として凡そ一六六〇年代にはかなりの程度迄石炭の用途が知られ且つ商品としての

價値も次第に高まつて來たものと推測される。

元祿四年江戸參府のケンペルは山家―飯塚―小倉途上で石炭坑を見て居るし、此の頃の石炭採掘者としては植木孫右衛門（元祿十四年歿）が知られて居る。

先づ製鹽に始まつた石炭使用は瓦焼、火藥の製造等工業の方面に海岸や郊外で利用され都會では餘り用いられなかつたのが元祿十六年の續風土記刊行の頃には好んで風呂たきに用いられるようになり、更に加工して骸炭とする方法が行われるに及んで福岡・博多市民の燃料の大半は周邊の農民が採掘する石炭によつて賄われるに至つた。

かくて前掲「石城志」の記事の如く農民等が日々馬によつて兩市中に搬入しなければならぬ程石炭の需要は増大するに至つたのである。仲原村記録は此の「石城志」成立の六年後明和八年（一七七七）から二十二年間寛政五年に至る迄の記録である。其の後文化、文政、天保にかけて、藩當局が或は焚石會所を設立し、或は焚石仕組を作つて統制を加え藩財政の爲に利用せんとする積極的態度を明らかにするのであるが、以上の二十二年間はその直前で採掘に藩の許可は必要とするも猶大體に於て放任され且つ隣接郡市住民の石炭需要が最も上昇した時代であつた。

#### 仲原村記録

石炭に關する部分は史料的价值が多いと信ずるから且つ年代順に列記することによつて一舉に其の全貌を知り得られる便宜もあるから之を抜萃することにしよう。

一 安永貳巳年正月向加與丁島ニ石丁場\*願仕候處相叶段々繁昌仕一日ニ石丁場中所々算用凡積壹貫目程ハ出申候ニ付村方折合申程之儀ニ候

\* 石炭の採掘場、採掘の出願は庄屋がする。

一 十二月初メよりむかへ加與丁ニ石丁場願仕掘らせ候所殊ノ外さかへ翌年四月迄續き夥敷出申候間村中有付申候事

安永三年十二月

一 同月初メ浦田石丁場村中より願出申候ニ付御役所へ罷出願申候所御免被仰付、堀立候得共□□迄一向水斗吸居申□當時錢借□候歟と申候間錢五百目相渡申候。<sup>\*</sup>然處翌未ノ正月二日より取掛り漸廿二三日比水波付、石丁場ニ相成申候事

<sup>\*</sup> 庄屋が經濟的發立てとなつて居る。

安永五年十二月

一 堤ノ下大二郎和七田地ニ石丁場致候様申候處金原正五郎廿六日ノ夕ニ落込相果扱々氣毒成事共ニ

安永六年十二月

一 同月より花ヶ浦甚作田地ト甚助畠ニ石丁場願致年内にも少し錢取候而正月二日より水吸立出精仕候事

安永八年二月

一 同月中旬より上野畠ニ石丁場出來致させ候處殊ノ外はんしよう致候事

天明元年十二月

一 同月よりいのはのんつきわけニ石丁場仕、殊之外さかへ□申候事。且又長泉寺ノ内ニもほり申候事

天明二年十一月

此の年は前年に引續く旱による凶作で米價騰貴、加うるに夫錢の納入の爲に窮乏の度を加えた。

一、(前略) 彼是ニ付及飢候程之儀ニ付花栗喜三郎ト惣五郎ト田地ニ石丁場仕立させ候處晝夜を通シ出精候ニ付中間五

人催合壹人前冬之内七拾め餘宛取候。然上ハ卯ノ正月元日ハ別苜村□□共やとい水波せ二日より惣出仕、人増以上春ハ

六拾人組ニ而堀申事ニ候。

天明五年

一 二月大天氣已ニ井手水もきれ申程之事候。左候へハ去ル辰ノ十一月より堤ノ下嘉左衛門儀三次新三郎仁助太藏抱田地ニ石丁場仕立申候處中間五拾人餘組合候處、冬年より一向雨無之候ニ付水ハ少ク候得共大口道殊之外取れ不申候間同月より二組ニ成候處、少々充取れ申事ニ候。

天明八年三月

一 同月ニ彌七郎・太郎次・嘉藏所江石丁場致候處殊之外繁昌仕餘分之石出申事ニ候。石炭賣立前壹石百五十文位仕候間一日ニ一かふ取仕候ニ付壹人前餘分ニ錢高取込申候事。尤勘六屋敷ハ不繁昌仕申候。

一 去ル夏より石炭殊之外高直ニ相成市中へ手廻リ不致候ニ付、他國出ハ勿論他郡出等迄も稠敷御留ニ相成右ニ付遠賀鞍手郡下ノ關へ廻リ石御留ニ付津屋崎へ不殘付廻シ參候處夥敷儀故、又々甚左衛門様不被及御手ニ其故急ニ御しらへ有之候ニ付九月廿一日ニ申參廿二日ニ村々より申ノ正月より九月迄市中へ賣出し石炭何程、十月より十二月迄賣出し候炭何程、此分は凡積リニ而申出候様ニ軍次郎様より被仰付候間郡中村々より中積りを以何村より付出し候分何萬何千俵、何村より何千俵と申書上仕申候。扱々大あらめ成御詮儀之事ニ候也。

右石炭三十四五年以前註、嘉曆三、四年ハ廻シ一石ニ付三十文位致候。其後ハ五十文位仕候得者宜敷直段と相悦ヒ申事ニ候。夫より六十位久ニ致候。上り下り仕居候處近年ハ百貳拾文夫より百五十文又は百八十文ニ相成候間右之御詮儀ニ相成候得共最早石も堀盡し申ニ付何分不及手ニ事ニ候。己前と事之外相違ニ相成候間書し置申事ニ候。

天明八年十二月

一 同月より穗波鞍手兩郡より廻し石炭壹石ニ付五十七八文位仕候之處御奉行富永甚左衛門様より壹石四拾五文充直段定メニ被仰付候。右ニ付當郡内之石炭も次第下ケニ相成壹石ニ付百廿文位ニ相成市中ニ而ハ右之通り御定法と申沙汰ニ候得共郡内ハ左様之儀ニ而ハ無之候先家中取沙汰ニ而暫ク直段下ケニ相成候得共押詰候而又々百五六十文位ニ相成あしや

廻り石炭も四拾五文ニ直段御極々被成候得共其分へ入味少ク相成候間本廻シ俵ニいたし候へ、五石程も入不申候而ハ壹石無之程ニ相成候。

一 兩市中石炭拂底ニ付御仕組ニ付堅炭間屋御立被遊御拜借炭として御賣渡被遊候事。追々兩市中賣間屋出來候事。

堅炭間屋何軒あしや石炭間屋何軒塩間屋何軒と當月より御定法出來候條直段三拾四匁より五匁位迄仕候事

天明九年正月

一 同月より風呂左助屋敷ニ又々石丁場仕立候て石わけ取ニ致候處一日ニ石一かふ充堀取申候。

一 堤ノ下ニ石丁場去冬より仕立候得共殊之外にはんしよう致同月ニ又々仕立候得共水汲切不申候ニ付拙者仕組村方より軒別壹人充加勢出し申候處漸水汲付申候。

寛政二年十一月

一 同月ニ御仕組出來仕村々共ニ仕組石丁場出來仕候ニ付大隅抱内長者原村境ニ一丁場出來本郷村抱ニ一丁場出來仕候處大隈丁場へ早々石出申候得共本郷丁場水多ク加勢も出來不仕候間村々より水引夫日々出申事候。當村内よりも以上參百餘人申出候。御奉行様よりは悲共ニ石出シ申候而石炭壹石八十文直段ニ相極々申候様被仰付村々共ニ請合判取候而差上申事ニ候。右ニ付石丁場才判役大隈村庄屋與兵衛彌石村庄屋孫兵衛ニ被仰付 御呼出シ之上四斗樽境はなしに而八十文賣と被仰付候得共其節之石炭直段壹石ニ付百文百拾文位仕候様之儀ニ付八十文ニ賣申もの無之事ニ候間後々詮□扱々こまり入申儀ニ候事

同 十二月

一 前月之通石炭次第御詮義強ク彌壹石八十文賣ニ仕候様被仰付候間同月廿日過急ニ表粕屋中庄屋不殘長者原庄屋元ニ呼寄之上兩大庄屋殿御出ニ而村々請合書物仕調郡中稱敷八十文賣ニ申候候間御奉行様御屋敷へ一向炭賣寄付不申又ハ百十



文位ニ買取錢拂之節八十文充代錢相渡候屋敷も有之事ニ付十人之内三人四人程ハ炭賣相止申候も有之廿六七日比ハ地行鳥飼藥院町角ノヘハ參り不申候ニ付殊之外無手廻シニ相成炭直段高直ニ相成申候事。

寛政三年正月

一 (前略) 扱又石炭賣之儀去ル十二月殊之外差もつれ候得共當月ニ相成候而ハ難及手候ニ付壹石代百拾文位より下直ニハ賣不申候ヘ共其成ニ而相聞申候。中々兩市中炭薪前々よりしらへ方も有之候ヘ共廣大成事ニ候ヘハ決而をり不申候。

寛政四年十二月

一 (前略) 當村ヘハ亥ノ冬より地之頭ニ石丁場仕子ノ年十二月迄堀候ニ付右之石丁場錢ニ而大豆買拂代錢拂不仕候間存之外成□申事ニ候

乍然冬内より糶米ニ手聞申も有之候間博多大濱安武八兵衛方ヘ秋後より相談仕置麥船下着仕候間麥五斗俵六十匁(寛政五年)ノ四月からし出來迄延代錢壹石ニ付五十匁ニ買取夫々ニ望候ものヘ割渡申事ニ御座候、扱も氣毒成年柄□□存候事。

寛政五年

一 (前略) 追々飢命ニ及候ニ付安武より米借ヲ以村中及飢候者共ヘ相渡申候事ニ候。辛子壹匁ニ付八合貳匁ニ而差引仕候。右ニ付追々地頭様拂米、安武よりも買拂ニ仕壹石ニ付北郷米五拾四匁ニ而拂方仕候事

七月

扱又村方追々糶米切レニ相成候間安武より貳石三石五石付上せ割渡可仕候事

### 庄屋の性格——商人との關係

先づ石炭採掘の上に主要な位置を占める庄屋の性格を商人との關係に於て考察しよう。以上に見て來た様な村落に於け

る庄屋は村役人としての性格の外に企業家としての活動が必要となり、こゝに自から資本を持つか或は商人と結び付く契機が生じて来る。

仲原村記録では農村と密接な關係を以て町人が登場するのは安永五年十二月で、酒殿觸(仲原村の一部)が貢納すべき箱崎郡藏詰米を箱崎の町人生島屋傳左衛門が請合つたのが初見である。即ち同年は納米困難の爲村々に紛争が起り酒殿でもやむを得ず生島屋に依頼した。<sup>\*</sup>

「一十二月(前略)扱米直段壹石ニ付三拾貳文位ニ相成村ニ拂切大さうとう。乍然表粕屋は御上通り年内拂切算用相濟候得共、余郡ハ年内仕廻不相成所も多ク候。箱崎御郡米十四五日より廿日迄ニ詰切ニ相成村々もめ申事共ニ候。(中略)酒殿觸ハ箱崎生島屋請持ニ致させ置(中略)年明算用仕壹石代廿八九匁之充リヲ以同人方へ内拂仕出事共ニ候」

生島屋は一年後の安永七年十二月の記事にも現われる人物で従來糟屋郡の切立錢及び箱崎仕組錢を預つて居たらしく屢々農村の爲に租税或は貢納米を請負い附近の農村と緊密な關係を持つて居たものと想像される。

註「是迄ハ御郡切立錢箱崎宿仕組錢と申候間ハ笹栗酒場甚一郎又ハ箱崎生島屋傳左衛門預り居申候處當年より御奉行様御仕組として不殘米錢共ニ御郡倉納メニ相成候間尙又村々さうとう仕候事」

町人特に農民と關係深き米穀商或は酒屋が農村の爲に納税を請負うことは當時一般化して居り「(宗像郡)年代記録」によると安永年度から十數年前の寶曆十二年(1763)に福岡湊町の米屋八郎助なる者が諸郡の切米指紙を買取つて支拂を請合つて居た處、遽かに出奔した爲騒動となり特に宗像郡の大庄屋中には人牢する者さへ生じた。此の出來事は「宗像崩れ」と稱せられた當時の農村にとつては歴史的事件であるが町人が農村の貢納に介入したことを示す一例である。

又仲原村記録安永七年八月の記事によると箱崎の郡藏詰米を出して賣却しようとしたが需要者なく米價が極端に下落したので請返す村々も生じた時殘餘の米を福岡樂院の米屋彌兵衛が百俵に付二石の増米で預かつたことが知られるのである

が、これ亦貢納米を中心とする農民。町人交渉の一例である。

併し農村が窮餘の策として町人に依存することは必竟商業資本によつて搾取されることを意味するものであるから、農民も監督者たる官僚も臆て此の點に氣付かない筈はなく、先づ前掲の史料の如く是迄町人預りであつた切立錢、仕組錢と云うが如きものを郡倉納めとして郡奉行の管轄下に置かんとする企となつて現われるわけであるが斯くては農民としては舊來依存し來つた金融機關を一朝にして失うことゝなるわけであるから安永九年(1788)十二月には二步面役切立錢の町預けを止め郡内に預け置き下されんことを庄屋中から郡奉行に願ひ出て居る。

註「一 同月ニ而役貳步切立錢面役壹人ニ付百六十六充當村面役數百廿壹人錢拾九貫三百六拾文四月十一日取立ニ口合錢三拾八貫七百貳拾文。」

天明元年正月

一 (前略)面役貳步切立錢ハ町預ケ御止被下、郡内ニ御預ケ置爲被下候様ニと庄屋中より御願申上候處當觸内ハ須年預リニ被仰付候。

以上の史料は「町預け」を止め郡内に預け置くことを願ひ出た理由に就いては何事も語つては居ない。併し城下町商人の苛責なき搾取を避けんとして面役切立錢の保管を在村商人の手に移そうとしたものであり、或は更に進んで此の直ちに資本化し得る切立錢を更に身近な彼等自身容易に利用し得る範圍内に置こうとしたものであることは想像に難くない。

何れにせよ彼等が町人に胥中を向けその擧出した面役切立錢を何等かの意味で産業資本として自から利用せんとしていたものと思はれる。末文に須惠村のみ年預りに仰せ付けられたと云うのは此の切立錢が一年を限度として須惠村の庄屋村役人の掌握下に入つたことを意味するのである。

以上は何れも一應町人が官僚からも農民からも閉め出されんとして居る情勢を物語るものであるが既に此の時代に於け

る商業資本の力は社會の各層に深く滲透して居り簡單に否定し去られる程微弱なものではなかつた。

天明六年の飢饉は六年に亘る凶作の後をうけ官民共に最も窮乏した時代で糟屋地方も「上納方村々共に成寄申さず候間、大みだれに而田畠を賣り身を賣り上納仕り候事」と云われるが如き状態であつた。中には全く上納を肯んじない村もある。

「裏粕屋庭内村百生中申談上納相聞不申候ニ付、御組衆四人久原大庄屋作右衛門殿江辻村庄屋左作召連御納方才判ニ御出ニ成候得共、百生中一向掛り合不申何分上納方相濟不申候ニ付御奉行様より原上、濱男、久原、中原大庄屋衆四人ニ貳拾五貫目御借立被仰付」

と云う結果となつた。「百生中相聞き申さず」と云い「百生中一向掛り合申さず」と云う様な庭内農民の強硬な反撥によつて四村の大庄屋が借入金によつて埋合はせざるを得なくなり十二月も押し詰つた頃彼等は結局博多商人の前に叩頭せざるを得なかつた。即ち

「廿七八日比ニ掛博多油屋仁左衛門、釘屋六右衛門と申者より借立ヲ以御上納方相濟申候」と云われる如き結果となつた。

以上によつて村役人等と博多商人との繋がりが一應明らかになつたと思ふのであるが、要するに庄屋は石炭採掘事業經濟の主體であつて、其の責任者として、一村の勞働力を掌握しつゝ且つ若干の資金を握り、其の運営によつて全村民の生活を保證して居たもので多分に企業家としての性格を兼ね有し其の經營形態に於ては其の勞働の内容に於て封建的性格を藏して居ることも豫想しなくてはならないが、外觀上極めて近代マニファクチュアと類似した組織の統轄者であつたことが考えられる。

天明に次ぐ寛政の第四年(1793)は蝗害と大風との兩難による大凶作で減收三十萬石、實收は廿萬石に過ぎず食糧缺乏

の爲上下を擧げて非常な混亂に陥つた。糟屋郡も亦その例にもれなかつたが仲原村は前年の寛政三年冬から池の頭に石丁場を開き稼行中であつたので仲原村庄屋はその收益(石丁場錢)を以て價額の下落しつゝあつた大豆を買付けて居る。蓋し採炭従事者乃至村民で糧食に乏しい者の爲であつたと思われる。猶それでも四年冬には糧米に差支えることが豫測されたので米穀商と推定される博多大濱町の安武八兵衛なる人物と折衝して翌年の四月は收穫を豫想される榮種を引き當てに麥六十石を入手し希望者に分與して居る。(史料前掲)採炭經營の主體として庄屋の役割が如何なる性格のものであつたかをこれによつて知ることが出來よう。

こゝに於て想起すべきは明治三十一年福岡縣三井山野炭鑛で坑道開鑿中地下から發見された遭難者供養碑で此の碑は享保八年(一七二三)採炭中變死したと思われる「奎平、左市、半七、徳平、摠七妻、三介妻、」六人の爲に大庄屋古江摠平が施主として建立したものであるが、これも單に村役人が横死せる村民の爲に供養碑を建てたと云うのではなく大庄屋が企業者としての立場から犠牲者の冥福を祈つたものと考えられる。

更に摠平は飯塚市麻生鑛業社の創始者麻生太吉の血縁者と推定されて居るが、麻生太吉も亦庄屋出身者で、彼が明治初年炭鑛業者として擡頭したのも偶然ではなく、その發端は父祖以來の石炭採掘の經驗から出發したものであろう。

元來福岡藩に於いて炭田地帯の庄屋は何れも皆小炭鑛經營者でかゝる事例は史料の明らかになつて居るもの丈けでも二三に止まらない。(鞍手郡金生村石井氏、同郡□□村古野氏等)

斯くの如き過程の中に近代石炭鑛業に於ける資本企業家、労働者が着々として準備されつゝあつたのである。

A Study on the History of Mining Coal in Kyushu

By M. Higaki

Here I intend to clear up the real situation of mining coal in the middle Edo period according to the historical materials of the village named *Nakabaru* 仲原, near *Fukuoka*.

In this village peasants were engaged in mining coal for four months in winter every year—— one third of a year. Those poor peasants were led by 'Shôya' 庄屋 or the village headman, and in case of necessity all men of the village co-operated. The large part of fuel used by citizens of *Fukuoka* and *Hakata* depended on the coal which these peasants of the suburb brought in.